

発行 伊藤ひであき事務所 豊橋市東田町西前山144-14 TEL 0532(53)3483 FAX (53)3809
EMAIL : hide@apli.co.jp インターネットホームページ <http://www.itouhideaki.com/>

市長の退職金は妥当か

6月市議会定例会第二日目の6月6日、私は40回目の一般質問に登壇し、(1)国の構造改革に対する本市の取り組みについて、(2)新たな530運動の展開について市長並びに市当局に質(ただ)しました。

その中で、4年の任期ごとに支払われる市長など特別職の退職金問題についてとりあげました。

その発端になったのは、小泉首相が5月27日の経済財政諮問会議で、「知事や市長の退職金は多すぎる。自分もいらないので、首長もあきらめたらどうか。地方議会で(退職金辞退を)徹底したらどうか」と述べたことが契機となっています。このことにより知事や市町村長の退職金の問題が社会的にも関心が寄せられることになりました。

この問題は古くて新しい問題です。私自身も平成15年の12月議会で問題提起させていただき、翌年の3月議会で「豊橋市長等の退職手当に関する条例」の改正がなされました。具体的には市長の場合、報酬(1,091千円)×在職月数(48ヶ月)×100分の65から60に減額された。併せて市長等の報酬月額も変更になったので、4年任期ごとの市長の退職金は改正以前の3441万円が3142万円にまで減額されることになった。

それでも市民感覚でいえば「えっ、4年間市長をやればそんなにたくさんもらえるの」というのが率直な感想ではなからうか。

市長の退職手当が高額かどうか。全国知事会長の麻生福岡県知事はこう代弁する。「(退職金が)多いか少ないか、というのは物の見方。われわれが負ういろいろな責任、あるいは激務度から考えるべきだ」と。

首長が住民に対して重い責任を負っているのは当然であり、激務であることには敬意を表したい。だが、現行の退職手当が適切な水準であるかどうかは、別の問題として検討すべきではないだろうか。

小泉首相の場合、今年9月に退任したとして退職金は約660万円だそうだ。地方自治体の首長と首相の退職金を一律に比較するのは乱暴かもしれないが、首相が「高すぎる」と指摘するのはうなずける話である。

国と地方をあわせた長期債務残高は800兆円に迫り、国も地方も財政建て直しに躍起になっている中で、地方交付税をめぐっても与謝野経済財政担当相が「仕送り先でうな重」と皮肉ったのに対し、全国知事会の麻生会長が「地方は麦飯だ」と反論したのは記憶に新しい。

宮崎県の安藤忠恕知事は「行財政改革にける決意を明らかにする」として自ら退職手当を50%減額している。お隣の湖西市では一昨年の秋の市長選挙で「市長退職金の返上」を掲げた三上市長が誕生した。あれから1年半、そのための条例改正案がいまだに議会に上程されていません。「そんなことよりも、市長を退職して、一私人に戻ってから、まるっきり湖西市に寄付しなさい」という意見が議会にもあるとか。

一方で都道府県知事や市町村長らの退職金を決める際、審議会や有識者会議など第三者機関に諮問する体制を整えている自治体は1割程度にとどまっていることも総務省の調査結果で明らかになった。

地方議員の報酬に関しては、本市においても豊橋市特別職報酬等審議会を設置しているし、地方議員も国会議員も非常勤特別公務員という立場で退職金はない。

高額批判の強い首長の退職金については、それぞれの地域の条例で決めているわけであるから、国が関与すべき問題ではない。また退職金に関する条例の議決権は議会にしかない。よって、市民の負託を受けた議員がどのような議論をし、判断するのが全てである。市長は「給与も含めた総収入を念頭に置きつつ大いに議論していただきたい」と答えているが、こうした議論を市民の皆さんに公開することが何よりも重要である。(END)